

首都圏における高齢者急増に対する 施設とサービスの絶対的不足

～解決のための既存施設の有効活用と機能連携～

望月伸一 もちづき しんいち

政策シンクタンクPHP総研 コンサルティング・フェロー
株式会社ファインコラボレート研究所 代表取締役

Talking Points

1. 高齢化の進展により、東京都をはじめとした首都圏では、今後見込まれる高齢者福祉施設・サービスの急激な増加への対応を余儀なくされる。
2. 介護・福祉施設や中堅所得者向け住まい、増加する高齢者単独世帯などの多様なニーズに対応したサービスを拡充していくことが求められる。
3. 高齢化に伴う歳出の増大が予想される中、学校施設や公営住宅など、都、区市町村が保有しているさまざまな既存ストックを機能転換し活用する手法が新たなストックの山をつくらずに有効である。
4. 施設の有効活用を図っていく上で、都にはまず、都・区市町村や民間が保有する既存ストックが、有効かつ効果的に維持・更新されているかを把握し全体ビジョンを立てる必要がある。
5. 限られた予算を効率的に活用して、多様なニーズに応えていくために、都は局間連携（福祉保健局・都市整備局等）及び区市町村や民間事業者と連携し、総合的な高齢者福祉施策を展開していく必要がある。

はじめに

少子高齢化が進行し、人口減少社会の到来を迎えつつある中、今、地方自治体はさまざまな課題に直面している。長引く経済不況による厳しい財政状況の影響を受け、投資的経費の絶対額が減少し、保有する公共建築・インフラの老朽化および今後の維持更新費用の増大に対応することが困難な状況にある。

一部の先進的自治体においては、無駄な施設等を廃止し、多目的に活用するなどさまざまな検討を行うために、公共施設等の実態を明らかにする「白書化」に取り組む、さらにマネジメント計画を立てて実行に移しつつある。

今後、今回のテーマである高齢化の大きな波が、現実の問題としてそれぞれの自治体に押し寄せてくる。この高齢化の問題では、より大きな影響を受けるのは、地方都市ではなくむしろ大都市圏とりわけ都心部の地方自治体である。

団塊の世代が既に65歳を越え出し、高齢化の問題が社会のいろいろな部分で顕在化してくる前に、この問題を乗り越えるために具体的な検討を行い、従来の方針を切り替え、適切な対応をしていく必要があると考えている。

1. 東京都における高齢者福祉の現状と将来像

①東京都における高齢化について

表1-1のとおり都府県別の65歳以上の高齢者人口増加率をみると、東京都は平成17年から平成47年までで67.6%の増加が見込まれており、全国でも上位に位置している。同様に首都圏の神奈川県（第1位）、埼玉県（第2位）、千葉県（第4位）も上位にランクされており、今後、首都圏の急激な高齢化の進展が予測される。

東京都では、図1-1のとおり65歳以上の高齢者が平成47年には約390万人まで増加すると予測されており、昭和60年では都民10人に1人が高齢者であったが、平成27年には都民4人に1人、さらに平成47年には都民3人に1人が高齢者となることが予測され

表1-1 都府県別の高齢者人口増加率

順位	都府県名	2005年 (平成17年) (千人)	2035年 (平成47年) (千人)	増加率 (%)
1	神奈川県	1,487	2,718	82.9
2	埼玉県	1,160	2,115	82.3
3	沖縄県	219	395	80.2
4	千葉県	1,064	1,880	76.6
5	東京都	2,325	3,895	67.6
6	愛知県	1,254	2,077	65.5
7	滋賀県	250	401	60.7
8	栃木県	392	586	49.5
9	茨城県	577	862	49.5
10	大阪府	1,645	2,457	49.4
38	鳥取県	146	171	16.7
39	徳島県	197	228	15.7
40	鹿児島県	435	499	14.7
41	岩手県	341	390	14.4
42	和歌山県	250	285	13.9
43	山口県	374	413	10.5
44	山形県	310	336	8.2
45	高知県	206	223	8.0
46	秋田県	308	321	4.1
47	島根県	201	207	2.6

資料：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の都道府県別将来推計人口」（H19年5月推計）

ている。

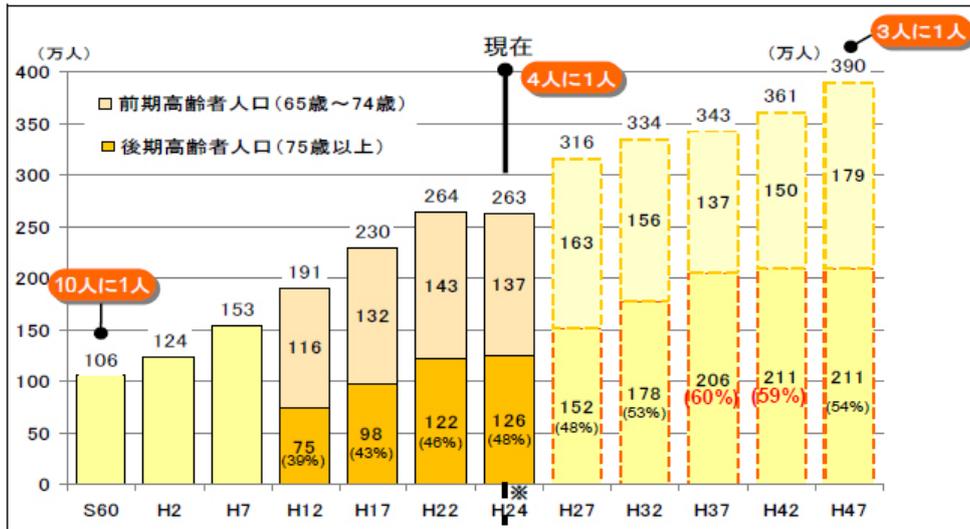
その内、75歳以上の後期高齢者人口の割合は、平成12年では65歳以上の約39%であるが、平成47年には約54%を占めると予測されている。

また、島根県では2005年から2035年の高齢者の増加数は約6,000人であるのに対して、東京都は約157万人の増加予測となっていることから、今後の高齢化の問題は、地方よりも都心部でより大きな問題となることが考えられる。

②介護保険サービス利用者の増加について

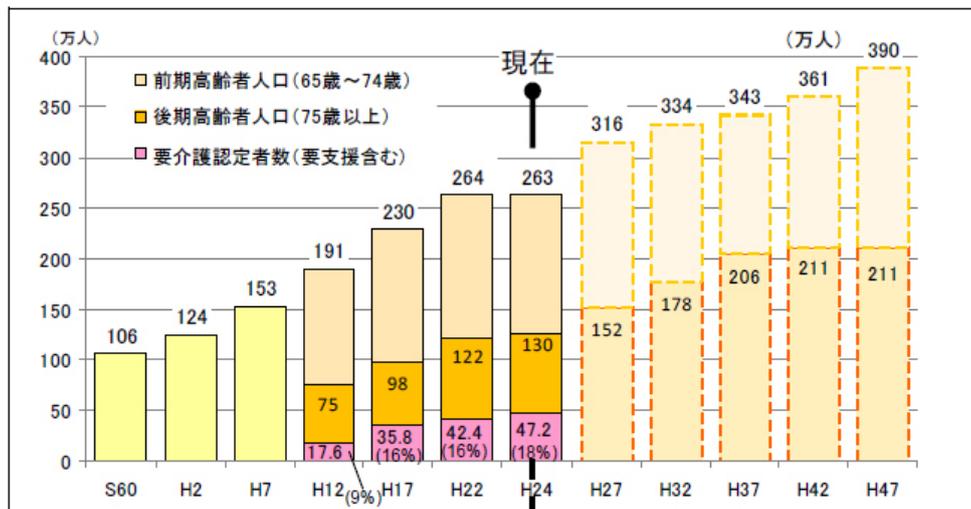
都の65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者数は、図1-2のとおり平成24年現在で47.2万人であり、高齢者人口263万人の約18%を占めている。

図1-1 高齢者人口の推移



資料：S 60～H 22年は国勢調査、※H 24年は住民基本台帳（1月1日）
H 27年以降国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（H 19年5月推計）

図1-2 高齢者人口と要介護・要支援認定者数の推移



資料：東京都福祉保健局

これは、高齢者人口の増に伴ない平成 27 年以降も増加することが予測され、要介護・要支援高齢者の発生率が平成 24 年 1 月 1 日時点のまま推移すると仮定すると、平成 37 年には約 21%を占めると予測される。

平成 12 年 4 月にスタートした介護保険サービス（施設利用者・在宅・地域密着サービス）の利用者数（受給者数）は図 1-3 のとおり、平成 12 年では 10.6 万人と 65 歳以上の高齢者の約 6%程度であったが、平成 22 年現在では 34.7 万人と約 3.3 倍に増加しており、高齢者の約 13%が何らかの形で介護保険サービスを利用している。約 10 年間で約 7%増加しており、今後も増加していくことが予想される。また、サービス受給者数（延べ人数）の推移は図 1-4 のとおり、平成 12 年の 109.1 万人から平成 22 年では 349.5 万人と約 3.2 倍に増加している。特に、在宅サービス受給者が 66.9 万人から 252.1 万人まで約 3.8 倍と大きく増加している。

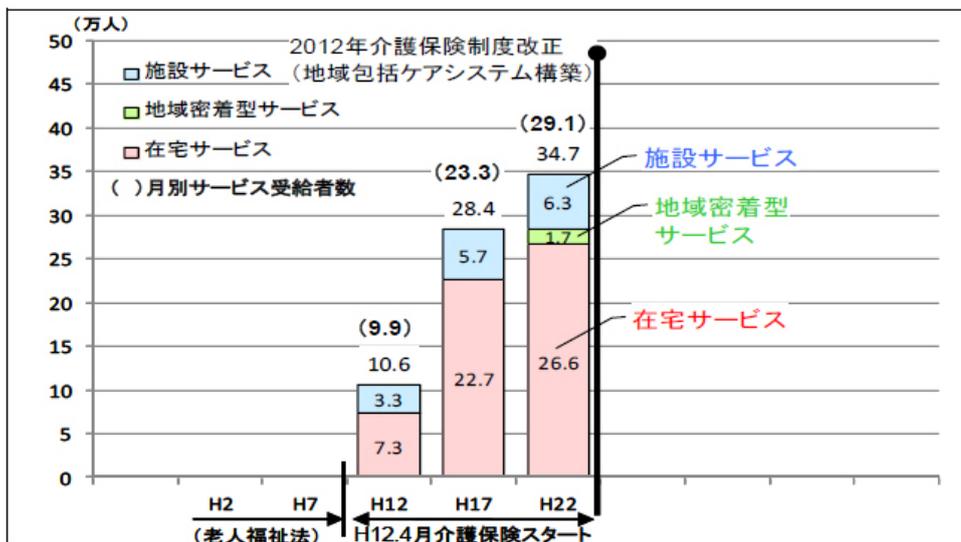
③介護保険給付費について

図 1-5 のとおり、平成 24 年度の東京都の介護保険の総給付費は 7,191 億円、平成 26 年度には 8,217 億円と計画されている。財源は、保険料（利用者負担）が 50%、税金が 50%が原則である。

東京都の高齢者福祉の予算（平成 23 年度）は、表 1-2 のとおり 202,223 百万円であるが、そのうち介護給付費の都負担金が 98,143 百万円を占めている。

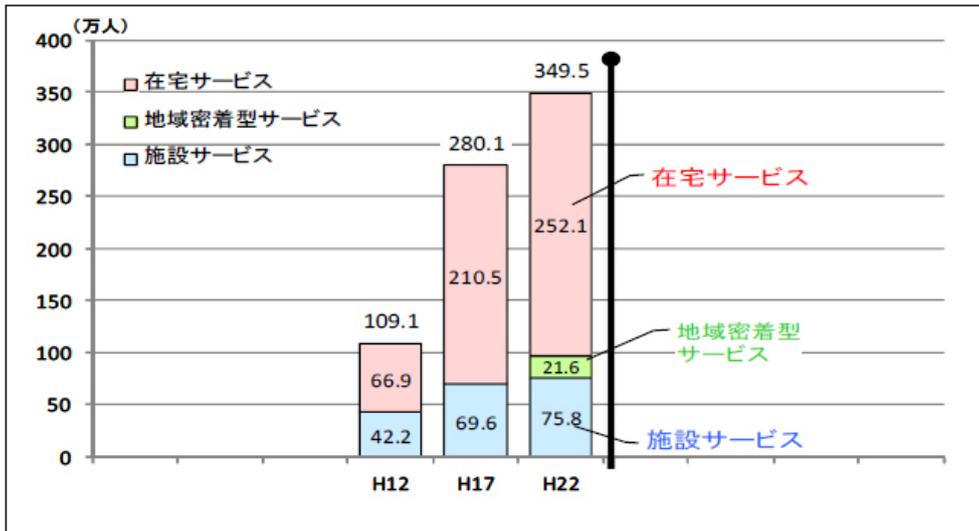
介護給付費都負担金は、介護保険サービスの伸びに応じて年間平均して数十億円単位で増加しており、平成 24 年度予算においては 105,421 百万円と、高齢者福祉予算 208,475 百万円に占める割合が 5 割を超えている。

図 1-3 介護保険サービス利用者数（受給者数）の推移



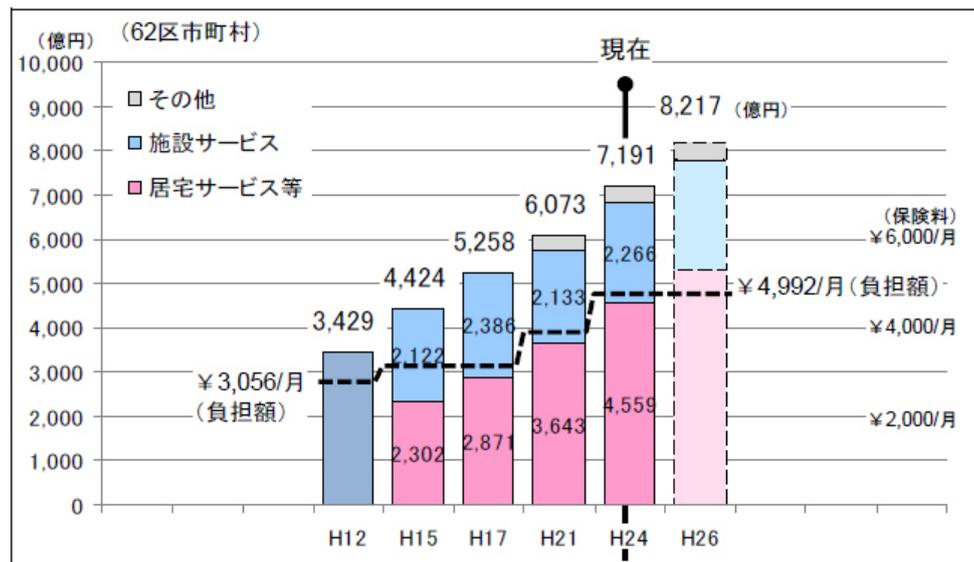
資料：東京都福祉保健局

図1-4 年間サービス受給者数（延べ人数）の推移



資料：東京都福祉保健局

図1-5 介護保険給付費と月額保険料の推移



資料：東京都福祉保健局

表1-2 都の高齢者福祉予算の推移

(単位：百万円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
高齢者福祉予算	154,429	151,966	173,249	202,223	208,475
うち介護給付費負担金	85,047	89,292	90,163	98,143	105,421
うちその他高齢者福祉	69,382	62,674	83,086	104,080	103,054

資料：東京都福祉保健局

2. 介護・福祉施設及び介護・福祉サービスの更なる拡充の必要性

①介護・福祉施設整備の拡充の必要性について

図2-1のとおり平成24年4月1日現在、東京都における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び有料老人ホームなど介護・福祉施設は、1,705カ所整備されている。定員数は約10.5万人であり、65歳以上の高齢者人口263万人の約4.0%程度である。

今後の介護施設の整備として、バリアフリー化など住宅の質の確保、緊急通報や安否確認など質が確保された生活支援サービスの提供、高齢者が適切な負担で入居可能なケア付き賃貸住宅の約6千戸の整備などの計画がある。また、認知症高齢者が家庭的な環境のなかで、専門知識と技術を持つ職員により日常生活における支援を受けながら生活することで、精神的に安定し、認知症の進行を緩やかにすることによって安定した生活ができる認知症高齢者グループホームを、平成26年度までに1万人分整備する計画がある。これは見守り又は支援が必要な認知症高齢者数が、今後高齢者数の10%程度まで増加するとの見込みがあり、緊急的に整備するものである。将来的な高齢者人口に対する

施設定員数の割合は、現行と同じ程度の規模で整備を進めたとしても、3%から4%程度で推移すると予測される。

一方、表2-1のように要介護認定者数は47.2万人（平成24年4月）と、高齢者の増加に伴い年間2万人程度ずつ増加している。その内、要介護4又は5の認定者数は11.7万人であるが、在宅で要介護4又は5の特別養護老人ホームへの入所申込者数は約8千人であり、そのうち入所優先度最優先者は約4千人と見込まれている。

これに対して、図2-1のとおり施設定員数の合計は約10.5万人分（平成24年4月）で、年間平均5千人分程度（うち特別養護老人ホームが2割程度）の増加で推移してきている。

都は、第5期高齢者保健福祉計画において、平成26年度末の特別養護老人ホーム必要入所定員総数、約4.6万人分の確保に努めるとしている。入所優先度最優先者が早期に入所できるよう、区市町村などへの働きかけを強めるなど、必要入所定員総数の確保が求められている。

図2-1 介護・福祉サービス事業所数（平成24年4月1日現在）

広域型		居室	予防	地域密着型		施設数	定員数			
在宅	居宅介護支援	3,224	—	地域密着型	施設数	定員数				
	訪問介護	2,901	2,830					夜間対応型訪問介護	41	—
	訪問入浴	168	165					定期・随時訪問介護看護	8	
	訪問看護ステーション	603	588							
	訪問リハビリテーション	66	48					認知症対応型通所介護	458	—
	居宅療養管理指導	300	254							
	通所介護	2,437	2,154							
	通所リハビリテーション	95	90					認知症対応型共同生活介護	442	7,038
	短期入所生活介護	460	439							
	短期入所療養介護	1	1							
	特定施設入居者生活介護	499	461							
	福祉用具貸与	681	663					うち地域密着	7	142
	特定福祉用具販売	692	690							
広域型		施設数	定員数							
施設	介護老人福祉施設	423	37,627	うち地域密着	10	258				
	介護老人保健施設	170	18,014	うち小規模老健	2	50				
	介護療養型医療施設	75	6,051							
	軽費老人ホーム	47	2,046	うち地域密着	2	49				
	有料老人ホーム	548	34,233	うち地域密着	5	93				
計						1,705 施設	105,009 人			

資料：東京都福祉保健局

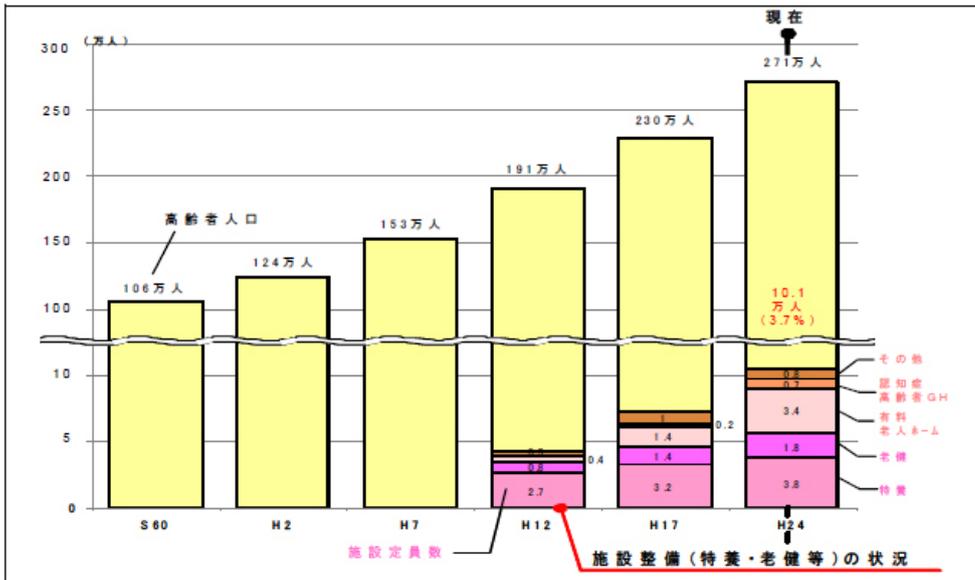
表2-1 要介護認定者数の推移

(単位：千人)

	21年4月	22年4月	23年4月	24年4月
要介護認定者数	407	424	447	472
うち要介護4	53	57	57	60
うち要介護5	47	52	55	57
うち要介護4・5の合計	100	108	112	117

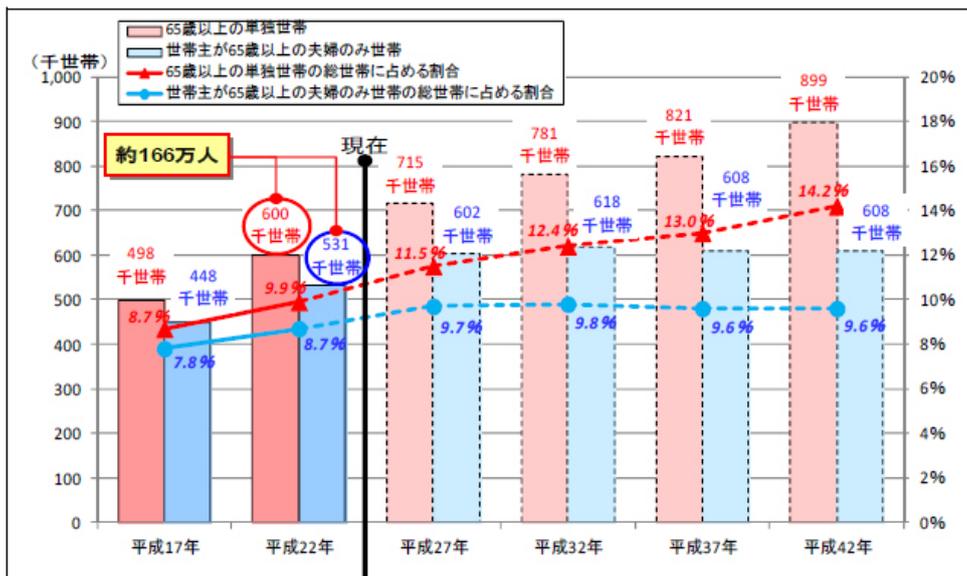
資料：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告」（月報）

図2-2 高齢者福祉に関する施設整備状況



資料：東京都福祉保健局

図2-3 高齢者世帯の推移



資料：東京都高齢者保健福祉計画

②多様な高齢者世帯に対する介護福祉サービスの必要性について

図2-3のとおり都内の65歳以上の単独世帯は、平成17年の約50万世帯から一貫して増加傾向にある。平成37年には82万世帯を超え、65歳以上の単独世帯が総世帯に占める割合は、13.0%になると推計される。また、世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯は、平成17年の約45万世帯から平成32年の約62万世帯まで増加した後、平成37年には約61万世帯へと若干減少すると推計される。

65歳以上の単独世帯及び世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯は、ともに増加しており、平成22年には総世帯の18.6%であるが、10年後の平成32年には23.2%に増加している。特に、65歳以上の単独世帯の増加が顕著であり、平成32年には65歳以上の4人に1人が一人暮らし（単独世帯）と見込まれている。

これは在宅で家族の支えを受けづらい世帯が増加しているということであり、また、長期にわたり一人暮らしを続けることによって、社会や地域から隔離され、繋がりが希薄となることも懸念される。地域社会の中で自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者の増加も予想される。また、近隣や行政等との接触が特に希薄な一人暮らし高齢者のなかには、地域社会から孤立したまま亡くなる孤立死が増加することが危惧される。

高齢者の孤立を防止するための見守り活動や地域住民による支え合い、助け合い活動を支援するとともに、一人暮らしの高齢者を支える新たな地域の繋がりや福祉サービスの充実が必要である。

一方、図2-4のとおり高齢者の単独世帯及び世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯の所得額の状況を見ると、年間200万円未満の低所得世帯が全体の40.5%を占めている。また、年間400万円未満の世帯は全体の80.1%を占めている。低所得世帯の高齢者も安心して住める「終の棲家」としての住まいの確保が求められるとともに、単独世帯等の多様なニーズに合致した介護・福祉サービスの提供が必要である。

③中堅所得者向け住まいの必要性について

図2-5のとおり介護・福祉施設の総定員数の約4割を占める特別養護老人ホームは、入所者の重度化傾向が進んでいる。また、約3割を占める介護付き有料老人ホームの多くは高所得者向けの施設である。これら高齢者世帯の状況を鑑みると、今後、増加が見込まれる中堅所得者層（厚生年金受給者など）で、要介護度が高くない高齢者に対応した住まいの拡充が必要である。特に、高齢者世帯が多い地域において生活を継続するための住まいの整備が求められる。

一方、高齢化と核家族化の進展による高齢者単独世帯の増加によって、高齢者世帯の世帯構成の変化が予測される。また、低所得世帯に対する多様なニーズの出現が予測される。このような状況に対応するため都は、施設・住まいの拡充や在宅サービスの充実等のさまざまな施策を行っているものの、今後見込まれる急激な高齢者人口の増加への対応という点では未だ十分ではない。

また、今後在宅介護をサポートするための介護保険サービスで賄いきれない生活支援サービスも、地域のなかで提供される必要がある。

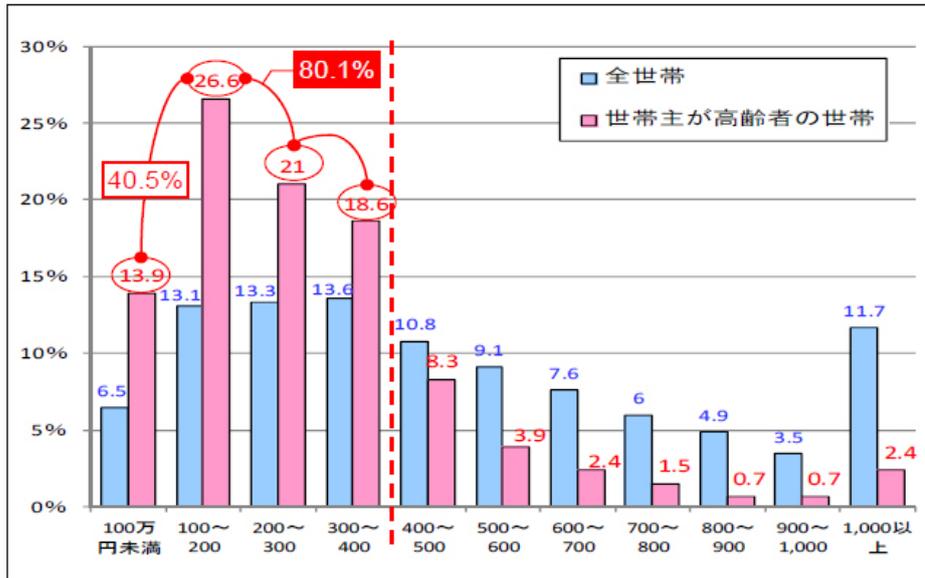
地域における互助機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らし高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを構築することが求められる。これらは都及び区市町村での早期に対応すべき検討課題である。

都は、中長期的な視点から在宅をサポートする在宅支援サービスの拠点づくり（ハード面）と実施範囲（ソフト面）の拡充を行う必要がある。この拡充を行うにあたっては、財政の制約があるなか、あらゆる所得階層に対応して、施設サービス・地域密着型サービス及び在宅サービスのバランスを勘案することが求められる。

介護・福祉サービスの拡充策としては、在宅支援機能及び生活支援機能として、既存の住宅等に高齢者福祉サービス機能を付加、地域でのサポート拠点の整備・充実、人材の育成、シルバー交番等の整備など高齢者見守りサービスの更なる充実を図ることが考えられる。

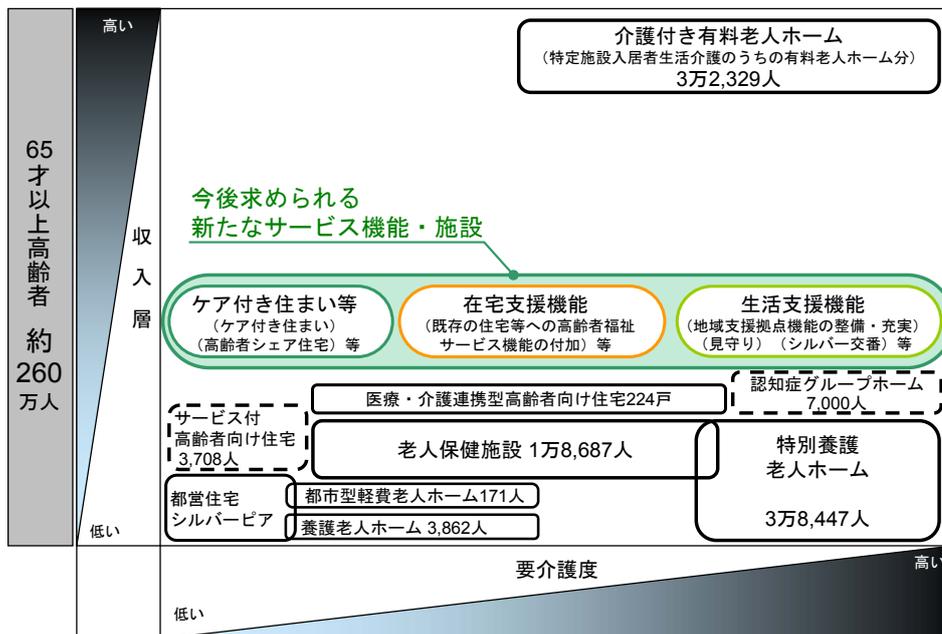
住まいの拡充策としては、ケア付き住まいや高齢者の単身者が共同で住むシェア住宅等の「新たなすまい」

図2-4 高齢者世帯の所得額割合の分布



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(2011年)

図2-5 高齢者の施設・住まいと介護・福祉サービスの拡充概念図



等の更なる充実が考えられる。ケア付き住まいとは、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、緊急時対応サービス等が提供される適切な負担で入居可能な住宅(サービス付き高齢者向け住宅等)である。都は、平成24年8月に改定した「高齢者の居住安定確保プラン」において、平成26年度までにケア付き住まいを約6,000戸整備することを目標としている。

以上、述べたとおり、施設・住まいや介護・福祉サービスの拡充を図ることにより、高齢者人口に対する施設・住まいの整備及び介護・福祉サービスの割合を現状の整備率以上に高めていくことが急務である。

3. 既存ストック等の有効活用の必要性

①学校施設等の活用について

前章2. で述べた、高齢者人口の増大に伴い、介護施設及び介護・福祉サービスの更なる拡充が急務であるが、既存ストックを活用して新たな介護施設を整備する手法は、高齢化に伴う歳出の増大も想定されるなか、有効である。

今後の高齢者人口は25年後の平成47年にピークを迎えることが予測されている。都や区市町村が保有する築30年以上の老朽化した既存ストックや、公共施設建替え後の創出用地を積極的に有効活用し、介護施設等を効率的に整備し総量を増やしてサービス提供を行うことが望ましい。

区市町村では、高度経済成長期の人口増加に合わせて整備された学校施設の老朽化と児童生徒数の減少が進んでおり、文部科学省は、平成24年8月に「学校施設老朽化対策ビジョン」を発表し、その中で学校施設の多目的な活用を求めている。また、区市町村においては、学校統廃合後の未利用地を活用した介護施設の整備に取り組みは始めている。

小中学校校舎や公共施設建替え等により生じる創出用地及び、既存ストック等をより積極的に有効活用し、介護施設や高齢者が地域において生活を継続するため

の生活支援等のサービス拠点施設等への転換を図るべきである。

②都営住宅の活用について

都営住宅は平成12年以降、新規に土地を求めて施設整備することをやめ、既存ストックの更新のみを行っており、住宅内の間取りは従来のファミリー向けタイプ（主に3DK等）から単身者や夫婦世帯向けタイプ（1DK・2DK等）の整備に変わっている。また、住宅のバリアフリー化を図るため、既存住棟へのエレベーターや手すりの設置、またぎやすい高さの浴槽の設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換、インターホンの設置など高齢者に配慮した住宅設備の改善を進めている。

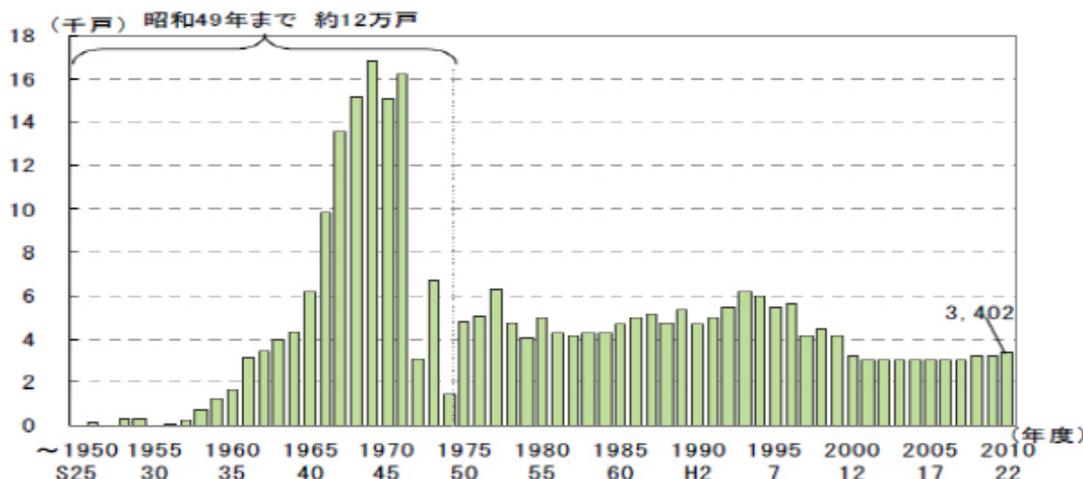
現状、都営住宅では居住者の高齢化が進み、世帯主が65歳以上である世帯が約60%を占めている。

今後の高齢化の進行を踏まえると、高齢者の入居率が更に高くなることが予測される。公営住宅は、元来は住宅困窮者向け住宅としての機能をもっているが、現在では、高齢者向け住宅の側面をも有するに至っている。

今後、高齢者が普通に住むための機能充実（生活支援機能・在宅支援機能）が求められる。

また、図3-1のとおり都営住宅の建設年度別ストックは、平成22年現在で約26万戸整備されているが、昭和49年までに整備された築38年以上を超過する老

図3-1 都営住宅の建設年度別ストックの状況



資料：東京都「2011～2020東京都住宅マスタープラン」

朽化したものが約 12 万戸あり、全体の 46%を占めている。また、平成 12 年頃から現在までの都営住宅の更新は、年間 3,400 戸程度で推移している。

今後の都営住宅の維持・更新コストは、図 3-1 のとおり昭和 40 年代までに建設された既存ストックの山である約 12 万戸の建替え費用のみならず、比較的新しい建物の修繕や大規模改修、バリアフリー化等を含めると相当程度のコストが予測される。また、現在の更新ペースでは老朽化した約 12 万戸を更新するには、今後 35 年かかることになる。将来に新たなストックの山を残さないよう、財政負担に配慮しつつ、ストックの中長期的な維持・更新を計画的に行い、高齢者も含めた居住者の生活の安定に寄与していくためのマネジメントが求められる。

都では、高齢者福祉施設については、地元区市等と連携して整備するなど対応を図っている。今後の急速な高齢化の状況を考慮すると、都営住宅を適切に維持するとともに、福祉保健局と都市整備局がこれまで以上に連携し、地域のニーズを把握しながら、都営住宅の建替えに際して福祉施設の併設を図っていくことが期待される。

なお、高齢者層のニーズを的確に捉え、環境等の変化に適切に対応していくため、組織の枠を超えた福祉と住宅政策の融合が望ましく、総合的な高齢者福祉政策の実現に向けた政策形成が必要である。

4. 介護施設の維持・更新コストの把握の必要性

図 2-1 (p.6) のように平成 24 年 4 月 1 日現在、都内には介護・福祉施設が 1,705 カ所整備されている。これらの施設には耐震安全性の確保及び老朽化対策を必要とする施設があり、また入居者の高齢化・重度化もあって浴室等の設備の更新等に巨額のコストが予測される。

勿論、介護・福祉施設の維持・更新を行うのは、設置主体である社会福祉法人等民間事業者であるが、都は区市町村や事業者との役割分担を踏まえつつ、広域的な利用を前提とした施設等の整備を進める立場にあり、施設サービス量を継続的に確保するため、長期的な展望

を持って必要な対策を講じることが期待されている。

今後の介護・福祉施設の維持・更新コストを的確に把握することは、東京都の中長期的な財政負担を推計し、計画的な対策を講じる上で意義があるばかりでなく、多面的・総合的な施策形成の礎ともなるべきものであるがなされていない。

前章 3. で述べたとおり、今後見込まれる高齢者福祉サービスの急激な増加に対応するためには、都、区市町村が保有しているさまざまな既存ストックを有効に活用することが必要である。例えば、公共においては、小中学校の多機能化や建替え等により生じる余剰地の活用等が考えられる。これらは、介護施設の中長期的なアセットマネジメント（今ある資源・資産を最大限有効活用して、コスト削減と公共サービスの維持・向上の両立を図る）を行ないながら、その状況に応じて効果的に実施していく必要がある。

都内には介護・福祉施設が 1,705 施設整備されているが、都においてこれらの維持・更新コストの試算等は実施されておらず、民間事業者においても介護・福祉施設のアセットマネジメントが十分に行われていないということは、将来方針が立っていないことになる。

都は、都、区市町村及び民間が保有する既存ストックが有効かつ効果的に維持・更新されているかどうかを把握し、現有する介護・福祉施設について、都・区市町村や民間事業者との役割分担と連携を踏まえながら、中長期的なアセットマネジメントが行われる環境を整備することが必要である。

5. 区市町村や民間事業者との一層の連携の必要性

①区市町村との一層の連携の必要性について

介護保険の運営をはじめとする多くの高齢者福祉施策は、サービス利用者や住民に最も身近な区市町村が中心となって行っている。区市町村は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の特性と実情に応じた施策を展開している。

一方、都は区市町村が地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援している。また、広域的な利用を前提とする施設等の整備、

人材育成などのインフラ作りを区市町村や事業者との役割分担を踏まえつつ進めている。

都は区市町村へ高齢者福祉施策にかかる補助金を交付している。高齢者福祉施策は、基本的には区市町村が各々で予算戦略や施設整備方針等を策定し、議会の承認を得た上でこれを実施しているため、区市町村によって高齢者福祉サービスの内容や量に差がある。

都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、表5-1のようにいくつかの区市町村をまとめて介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を設定している。

圏域ごとの施設整備状況及び高齢者1人当たりの施設整備率は表5-2、圏域ごとの介護給付額及び受給者数は表5-3のとおりである。

介護老人福祉施設の整備率は、区中央部においては1.9%であるのに対して、区南部および区西南部では0.9%、区西部及び区西北部では1.0%及び西多摩では7.2%などと圏域間でばらつきがある。介護老人保健施設の整備率は、区中央部においては0.8%であるのに対して、区南部及び区西部では0.3%、区西南部では0.4%、西多摩では1.1%などと同様に圏域間でばらつきがある。

このような状況のなか、今後、高齢者の多様なニーズに的確に答えていくためには、施設サービスのみならず、在宅サービス、居住系サービスも含めたサービス総体のバランスを勘案して、それぞれの圏域の実情に応じた介護事業が実施される必要がある。

一方、都が高齢者福祉行政を展開していくうえで、老人福祉圏域で検討すべき内容等について各区市町村では独自に解決しにくいことがある。これまでも都は、各区市町村との連携を図るため、さまざまな協議等を行っているが、総合的な施策検討は十分とはいえない。都による区市町村の予算の把握が不十分であることなどのため、都が目指している「東京都高齢者保健福祉計画」の実現が不透明な状況にある。

今後、急速な高齢化やそれに伴う歳出の増大が想定されるなか、限られた予算を効率的に活用して、総合的な高齢者福祉施策を展開しないと在宅介護中心の高齢者福祉施策は破綻する。

都は、更に調整機能を発揮して、局間連携及び区市町村と一層の連携を図り都全体として効率的な高齢者福祉施策を展開する必要がある。

表5-1 老人福祉圏域の名称と構成区市町村

圏域名	構成区市町村	圏域名	構成区市町村
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
区南部	品川区、大田区	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
区西部	新宿区、中野区、杉並区	北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	島しょ	大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
区東部	墨田区、江東区、江戸川区		

資料：東京都高齢者保健福祉計画

表5-2 圏域ごとの施設整備状況と高齢者1人当たりの施設整備率

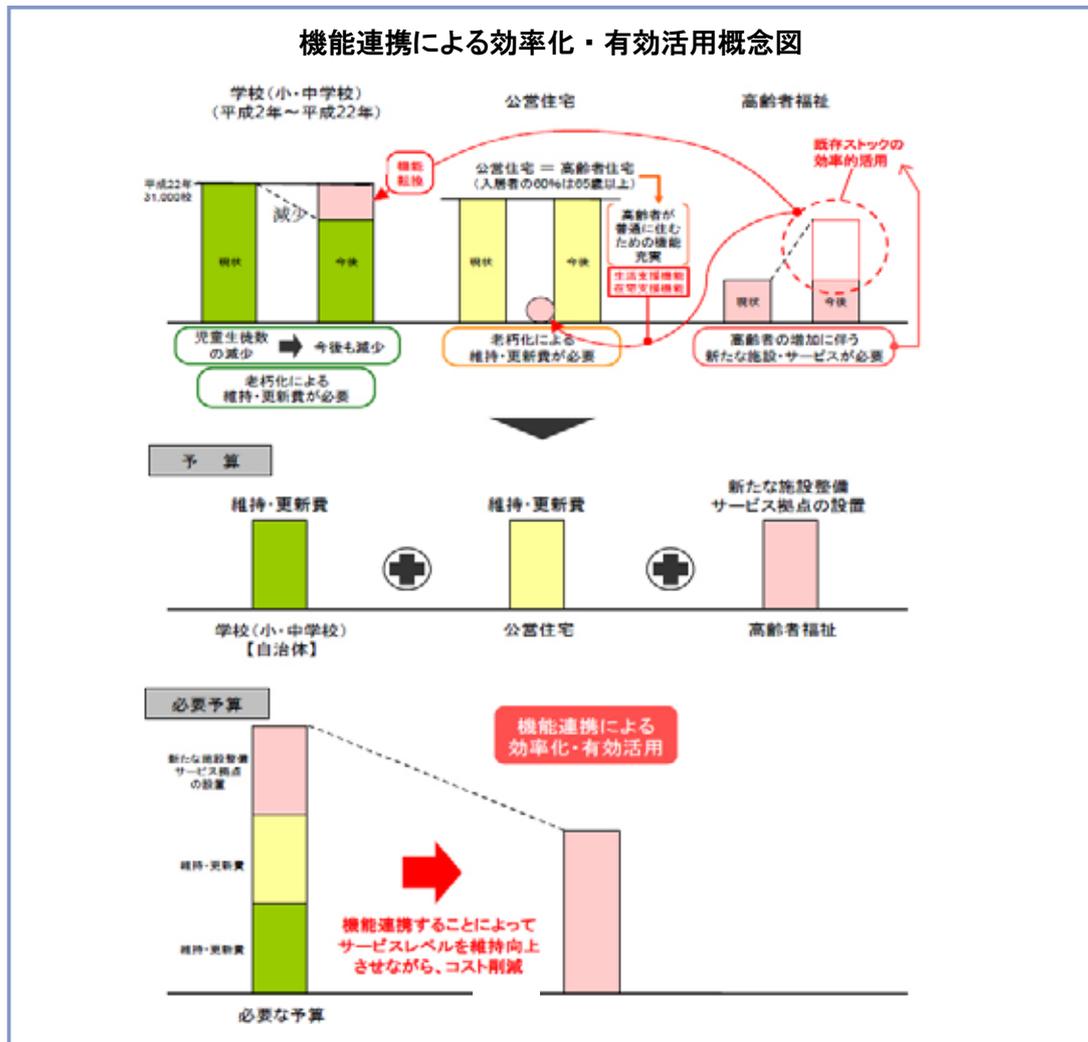
圏域	高齢者人口 平成24年4月1日現在 (①)	介護老人福祉施設 平成23年4月1日現在 開設定員数 (②)	介護老人保健施設 平成23年4月1日現在 開設定員数 (③)	介護老人福祉施設 整備率 (②÷①)	介護老人保健施設 整備率 (③÷①)
区中央部	144,912	1,988	789	1.4%	0.5%
区南部	213,002	1,892	670	0.9%	0.3%
区西南部	244,405	2,254	999	0.9%	0.4%
区西部	225,679	2,214	768	1.0%	0.3%
区西北部	378,427	3,967	2,450	1.0%	0.6%
区東北部	287,799	3,436	2,253	1.2%	0.8%
区東部	267,188	2,730	2,140	1.0%	0.8%
西多摩	89,591	6,457	1,015	7.2%	1.1%
南多摩	295,244	4,728	2,317	1.6%	0.8%
北多摩西部	131,025	1,958	1,369	1.5%	1.0%
北多摩南部	189,803	1,988	1,477	1.0%	0.8%
北多摩北部	157,866	2,825	1,119	1.8%	0.7%
島しょ	8,384	322	0	3.8%	0.0%

資料：東京都高齢者保健福祉計画

表5-3 圏域ごとの介護給付額および受給者数

圏域	介護給付額 (単位: 百万円)				受給者数 (単位: 千人)				要介護認定率
	在宅	居住系	施設	計	在宅	居住系	施設	計	
東京都全域	300,286 (51%)	78,100 (13%)	210,789 (36%)	589,175	2,885 (71%)	398 (10%)	764 (19%)	4,047	17%
区中央部	19,138 (50%)	6,055 (16%)	12,798 (34%)	37,991	167 (68%)	30 (12%)	47 (19%)	244	18%
区南部	25,053 (51%)	7,999 (16%)	15,894 (32%)	48,946	231 (70%)	41 (12%)	58 (17%)	329	16%
区西南部	31,342 (51%)	11,002 (18%)	19,455 (31%)	61,799	298 (70%)	57 (13%)	70 (16%)	425	19%
区西部	28,684 (51%)	8,971 (16%)	18,615 (33%)	56,271	282 (71%)	47 (12%)	67 (17%)	396	19%
区西北部	46,762 (54%)	10,490 (12%)	29,853 (34%)	87,105	447 (74%)	53 (9%)	106 (17%)	605	17%
区東北部	36,458 (56%)	7,443 (11%)	21,163 (33%)	65,064	327 (75%)	35 (8%)	77 (17%)	439	16%
区東部	28,190 (53%)	6,637 (12%)	18,528 (35%)	53,355	267 (73%)	33 (9%)	68 (18%)	368	14%
西多摩	6,327 (40%)	771 (5%)	8,636 (55%)	15,735	65 (64%)	4 (4%)	33 (32%)	103	13%
南多摩	28,695 (49%)	6,263 (11%)	23,475 (40%)	58,433	292 (71%)	33 (8%)	84 (21%)	410	15%
北多摩西部	13,062 (48%)	2,593 (10%)	11,467 (42%)	27,122	131 (70%)	13 (7%)	43 (23%)	187	15%
北多摩南部	20,459 (48%)	6,234 (14%)	16,367 (38%)	43,060	208 (69%)	32 (11%)	59 (20%)	300	17%
北多摩北部	15,202 (47%)	3,584 (11%)	13,417 (42%)	32,203	160 (70%)	18 (8%)	49 (22%)	228	16%
島しょ	914 (44%)	56 (3%)	1,121 (54%)	2,091	10 (67%)	0 (2%)	5 (31%)	15	18%

・東京都国民健康保険団体連合会の審査支払データ（平成22年度）による数値。区市町村の償還払い分は含まない。
 ・なお、居住系サービスとは、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護を指す。
 ・要介護認定率は、東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」（平成23年4月）による数値。
 ・百分率の表示については、端数を四捨五入しているため、内訳の合計値が100%とならない場合がある。
 資料：東京都福祉保健局



【著者プロフィール】

望月 伸一 (もちづき・しんいち) 株式会社ファインコラボレート研究所代表取締役、一級建築士

1953年、東京都生まれ。丹下健三・都市建築設計研究所に勤務し、東京都庁舎、香川県警察本部、香川県庁舎等の設計を担当。1999年10月、株式会社ファインコラボレート研究所を設立。国有・公有財産(土地・建物)の有効活用コンサルティング、建物の維持管理・保全、建築・部位別情報提供(建築コストプランニング・コストマネジメント)、学校施設の老朽化対策及び多目的活用等を展開している。

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2013.1.30(Vol.7-No.55)	地域政策	公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方 ～総論賛成、各論反対を突破するために～ 主任研究員 佐々木陽一
2012.11.22(Vol.6-No.54)	地域政策	【緊急提言】 東京都知事選を政策本位で考えるための8つの視点 主席研究員 荒田英知
2012.11.13(Vol.6-No.53)	教育	教育委員会廃止を提案する ～政治的中位性をいかに確保するか～ 主席研究員 亀田 徹
2012.10.24(Vol.6-No.52)	外交・安全保障	【緊急提言】 新段階の日中関係に適合した多面的なパブリック・ディプロマシーの展開を 主席研究員 金子将史
2012.07.11(Vol.6-No.51)	外交・安全保障	日本の外交・安全保障政策の知的基盤をいかに強化するか ～政策シンクタンクのあり方を中心に～ 主席研究員 金子将史
2012.06.19(Vol.6-No.50)	地域政策	スマート化する都市と第4世代（4G）地方自治の展開 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2012.04.06(Vol.6-No.49)	外交・安全保障	第一次大戦から100年中国の台頭と日・ベルギー関係の展望 在ベルギー日本国大使館公使 片山和之
2012.02.02(Vol.6-No.48)	外交・安全保障	中国における国益論争と核心的利益 主任研究員 前田宏子
2011.10.17(Vol.5-No.47)	教育	学校の災害対応マニュアルにPDCAサイクルを導入せよ ～文科省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」に追加すべきポイント～ 主席研究員 亀田 徹
2011.9.30(Vol.5-No.46)	外交・安全保障	日米同盟は深化しているか ～日米安保共同宣言以降の変化から～ 主席研究員 金子将史
2011.7.12(Vol.5-No.45)	経済	東日本大震災後の電力政策に関する4つの視点 研究員 宮下量久
2011.6.17(Vol.5-No.44)	地域政策	東日本大震災100日の課題について ～復興を軌道に乗せるための3つの取り組み～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.27(Vol.5-No.43)	教育	『教育委員会による点検評価』をチェックする ～形式主義を打破するための制度は機能しているか～ 主席研究員 亀田 徹
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 ～中国の海外利益増大に伴う新たな課題～ 主任研究員 前田宏子
2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 ～民主党政権は提言を活かすか～ 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファイナコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史

2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か	主任研究員	金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長／「子育てと教育を考える首長の会」事務局長		中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー／横浜市立大学教授・エクステンションセンター長		南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国防見直し：QDR 2010」を読む	主任研究員	金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモロ/改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー／前・志木市長		穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～	主任研究員	亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー／東洋大学准教授		島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー／中部大学教授		細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢	主任研究員	前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず	常務取締役	永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題	主任研究員	金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～	研究員	宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第 89 条の改正試案～	主任研究員	亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助	研究員	前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー	主任研究員	金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか	主任研究員	金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－	主任研究員	佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！	首席研究員	荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案	主任研究員	亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果	客員研究員	南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント	主任研究員	金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－	研究員	前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員		佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～	首席研究員	荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く PHP 総合研究所の政策提言	主任研究員	金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる	代表取締役社長	江口克彦

政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで『『先進的安定化勢力・日本』のグランド・ストラテジー』、「地域主権型道州制」、「日本の対中総合戦略」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

Web誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や外部の研究者の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

『PHP Policy Review』(Vol. 7-No. 56)

2013年1月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研
株式会社PHP研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

©PHP Institute, Inc. 2013